

アルバイトについて

本来であれば、在学中は学業に精力を注ぐべきものですが、兵庫県高等学校生徒指導協議会但馬支部の方針に基づき、保護者等の同意と下記の条件の範囲内で、特別にアルバイトを承認します。その場合、承認申請から報告書提出までは、この資料に記載されている手順に従ってください。

記

1. 申請理由

家庭の経済状況等、アルバイトに従事するに足る事情があること。

2. 業種・職種

危険を伴うもの、風紀上好ましくないと思われるものについては承認しない。

(例) 自動車・単車を使用するの職種、主に酒類を扱う職種、その他学校が禁止した商店など

3. 時間

- ・学業への影響を考慮し、1日8時間以内かつ、午前8時から午後6時までとする。
- ・午後6時以降および宿泊を伴うものは承認しない。

4. 期間

- ・学校休業日とする。ただし、定期考査1週間前から定期考査期間中は禁止とする。
- ・学校行事・部活動・補習などを優先するものとする。
- ・承認期間を次の5つに分け、それぞれの期間で申請書と報告書を提出すること。
 - ① 春季休業～1学期
 - ② 夏季休業
 - ③ 2学期
 - ④ 冬季休業～3学期
 - ⑤ その他（1か月未満の短期アルバイト等）

5. 給与

- ・兵庫県最低賃金を上回っていること。 → 時間額960円以上（令和4年10月1日より）
- ・給与は、その用途や管理等について保護者等とよく相談すること。

6. 保護者等の監督と指導

保護者等の監督や指導が及ばない場合は承認しない。

7. 承認条件

- ・各学期の成績で欠点（10段階評価の「1」か「2」、5段階評価の「1」）が3科目以上あれば、原則として次の学期末までアルバイトは承認しない。
- ・課題提出が遅れる等、アルバイトが学業に影響を及ぼしていると考えられる場合は別途協議する。

8. 承認申請から報告書提出までの流れ

以下の手順に従ってアルバイト申請の手続きを行うこと。

- ① 担任または生徒指導部の先生から「アルバイト申請書」を受け取る。
- ② 保護者等・事業主の承諾を得て、必要事項を記入してもらう。
- ③ 担任・学年主任・部活動顧問の先生から確認印を得て、生徒指導部に提出する。
- ④ 「アルバイト承認証」を受け取る。即日発行は出来ないのので、アルバイト開始まで余裕を持って提出し、必ず受け取りに来ること。
- ⑤ アルバイト中は「アルバイト承認証」を身に着ける。
- ⑥ 担任または生徒指導部の先生から「アルバイト報告書」を受け取る。
- ⑦ アルバイト承認期間終了後、締切日までに「アルバイト報告書」を提出する。

| | 春季休業～1 学期 | 夏季休業 | 2 学期 | 冬季休業～3 学期 | その他 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 勤務期間 | 3 月 24 日～ 7 月 20 日 | 7 月 21 日～ 8 月 29 日 | 8 月 30 日～ 12 月 20 日 | 12 月 21 日～ 翌年 3 月 22 日 | (月 日) ～ (月 日) |
| 生徒報告書 提出締切日 | 7 月 27 日 | 9 月 5 日 | 12 月 27 日 | 3 月 29 日 | 勤務終了時 |

9. その他

- ・何らかの問題が生じた場合、すみやかに出石高校に連絡をすること。
- ・アルバイトの条件に合わない仕事内容・時間帯等を要求された場合は丁重に断ること。
断ったにも関わらず、条件に合わない仕事内容・時間帯等を要求された場合は、保護者等または学校に必ず相談すること。
- ・無断アルバイトは特別指導の対象となり、原則として当期および次期のアルバイトを承認しない。
- ・アルバイト終了後、必ず締切日までに「アルバイト報告書」を提出すること。(承認証は不要)
- ・同時に複数の事業所でアルバイトを申請する場合、事業所ごとに「アルバイト承認証」を発行する必要があるため、別で「アルバイト申請書」を提出すること。
- ・親族の自営業を手伝う等の場合でも、業務に携わる場合はあらかじめ担任・学年主任まで相談をすること。
- ・1 年生の 1 学期は学校生活に慣れることを最優先とし、原則としてアルバイトを承認しない。
- ・参考資料【兵庫県高等学校生徒指導協議会但馬支部の方針】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 長期休業中(春・夏・冬休み)を除く期間(以下、「学期中」という)は、土曜・日曜・祝祭日であっても、「原則アルバイト禁止」とする② 特別な事情がある生徒については、学校で協議の上、学期中であってもアルバイトを承認できる。③ 長期休業中は、生徒の申請により、許可制でアルバイトを承認できる。<ul style="list-style-type: none">※ 就労時間は8時から18時まで。(学校によって多少時間幅あり)※ 職種については、飲酒を主とする業務や不健全な就労環境でのアルバイトは禁止。 また、金銭を主とする業務は避ける。④ アルバイトを承認した生徒に対しては、学期中・長期休業中を問わず、「アルバイト承認証(またはそれに準ずるもの)」を発行する。 |
|---|

以上

問い合わせ先：出石高校 生徒指導部

TEL 0796-52-3131